

発議案第 6 号

新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、国会並びに関係行政庁に対し、新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成 25 年 6 月 19 日

提出者	上越市議会議員	笹川 栄一
賛成者	同	石田 裕一
同	同	波多野 一夫
同	同	内山 米六
同	同	瀬下 半治
同	同	杉田 勝典
同	同	永島 義雄
同	同	近藤 彰治

新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書

新聞は生活必需品です。世界の動きから日本、そして地域の動きまで、人々の息づかいを伝えることができるのが新聞です。広範なニュースや情報を正確に報道し、多様な意見・論評を広く住民・読者に提供することにより、民主主義社会の健全な発展と国民生活の向上に大きく寄与しています。

民主主義の主役は地域住民です。その地域住民が正しい判断を下すには、政治や経済、社会など、さまざまな分野の情報を手軽に入手できる環境が重要です。ヨーロッパ各国では、民主主義を支える公共財として一定の要件を備えた新聞、書籍、雑誌にゼロ税率や軽減税率を適用し、消費者が知識を得る負担を軽くしています。「知識には課税せず」「新聞には最低の税率を適用すべし」という認識は、ヨーロッパ各国でほぼ共通しています。

また、近年、いわゆる文字離れ、活字離れによってリテラシー（読み書き能力、教養や常識）の低下が問題となっています。地域住民ひいては国民のリテラシーが衰えていくことは、行政や国の文化政策としても好ましいことではないと思います。知識への課税強化は確実に「国のちから」の低下をもたらし、我が国の国際競争力を衰退させる恐れがあります。

そして、新聞販売店は戸別宅配網を基盤とした経営を行っています。新聞の配達、集金、営業といった業務を行いながら多くの住民に新聞を通してさまざまな情報を提供しています。このような新聞販売店の活動は戸別配達網というネットワークがあるからこそ可能であり、多くの住民から支持を得ています。

よって、国会並びに政府におかれては、以上の観点から消費税増税に際し、複数税率の導入と新聞に軽減税率を適用するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年6月19日

上 越 市 議 会